



平成 30 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代表者名 取締役社長 岩根 茂樹
(コード：9503 東証第一部)
問合せ先 経理部長 坂田 道哉
T E L 06-6441-8821

取締役および執行役員に対する株式報酬制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者である者を除きます。）および執行役員（国内非居住者である者を除きます。取締役と併せて以下「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 94 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせします。

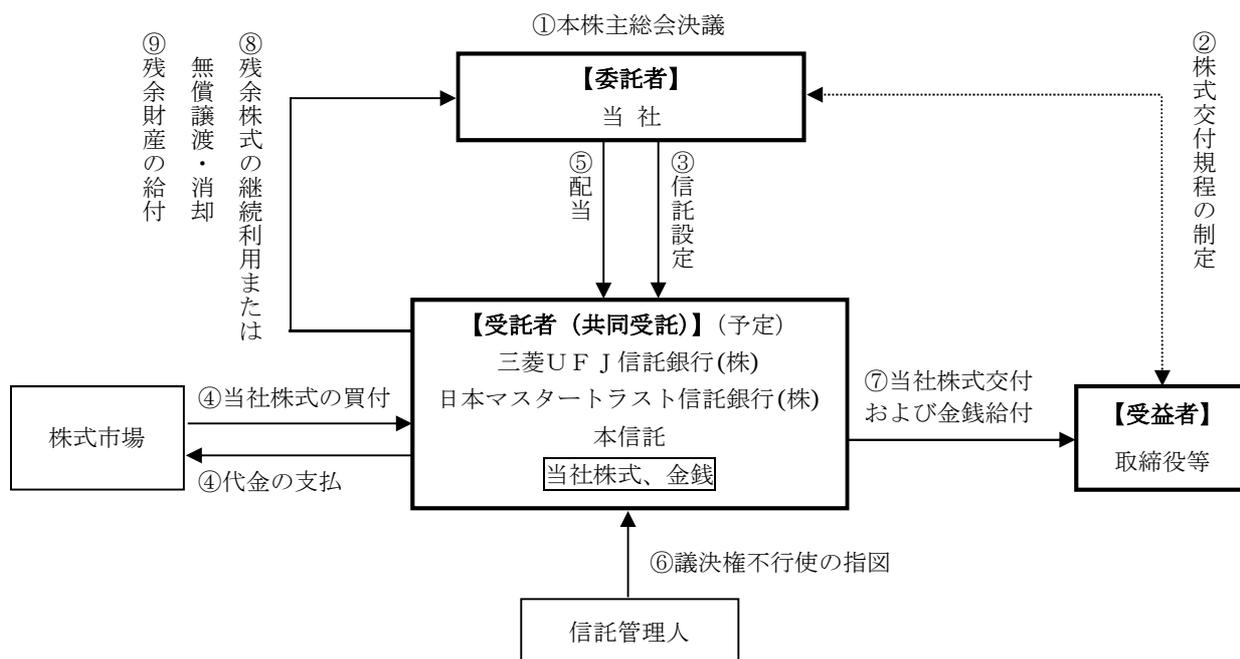
記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役等を対象に、当社グループの中長期的な企業業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入にあたっては、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたっては、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「本信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。本制度は、取締役等の役位に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役等に交付および給付（以下「交付等」といいます。）する株式報酬制度です。

- ※1 当社は、取締役の報酬の決定に際し、取締役の報酬等に関する客観性・透明性の向上を目的として、独立社外取締役が過半数を占める人事・報酬等諮問委員会を設置し、同委員会の適切な関与・助言を得たうえで取締役会において決定しております。
- ※2 本制度が導入された場合には、当社の取締役の報酬は、各取締役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した「基本報酬」、社外取締役を除く取締役を対象とした「業績連動報酬」および「株式報酬」により構成されます。

2. 本信託の仕組み



- ① 当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等に当社の株式交付規程に従って一定のポイントが付与され、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）の一定割合に相当する当社株式が交付されます。残りの累積ポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中の制度対象者の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社は、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を継続せず終了する場合には、信託費用準備金（信託報酬・信託費用等に充当するために、当社が拠出した資金）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社および取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、受益者要件を満たす取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、平成31年3月で終了する事業年度から平成33年3月で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます。）（※1）を対象として、当社株式等について交付等を行う株式報酬制度です。

※1 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（4）に定めます。）には、以降の3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限および取締役等に対して付与するポイントの総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長を行う場合（下記（4）に定めます。）は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に、累積ポイントに相当する数の当社株式等について本信託から交付等を受けません。

- ① 対象期間中に取締役等であること（対象期間中に、新たに取締役等になった者を含みます。）
- ② 取締役等を退任していること（※2）
- ③ 国内居住者であること（※3）
- ④ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ⑤ 累積ポイントが決定されていること
- ⑥ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※2 下記（4）第4段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

※3 信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が海外赴任により国内居住者でなくなる場合は、その時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が死亡した場合には、その時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価した上で、当該取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(4) 信託期間

平成30年8月（予定）から平成33年8月（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本

信託の信託期間を当初の信託期間（3年間）と同一期間延長することがあります。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の本信託に残存株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式の数

信託期間中の毎年6月1日に、役位に応じて、取締役等にポイントが付与されます。取締役等には、退任時に、累積ポイントに応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社普通株式数の調整がなされます。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限および年間付与ポイントの上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は480百万円といたします。

本株主総会では、取締役等に1年間に付与されるポイントの総数の上限は190,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。そのため、信託期間において、本信託が取得する当社株式数（以下「取得株式数」といいます。）は、かかる取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数の上限数に相当する株式数に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数（570,000株（※4））が上限となります。

※4 上記（5）第2段落の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(8) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記（3）の受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に、その時点における累積ポイントに相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

このとき、当該取締役等は、累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用等に充てられます。

(11) 本信託の終了時の残余株式および配当金の残余の取扱い

制度対象者の減少等により、本信託の終了時（上記（４）第４段落の信託期間の延長が行われた場合には延長期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等との利害関係のない団体へ寄附することを予定しております。

[ご参考]

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成30年8月1日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 平成30年8月1日（予定）～平成33年8月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 平成30年8月1日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 240百万円（予定）
（信託報酬・信託費用等を含みます。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 平成30年8月6日（予定）～平成30年9月6日（予定） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上